

備的に保証料額)により定まると主張しているので検討する。

二 連帯債務者間の内部負担割合については、当事者間に合意があればその合意により決まり、合意がない場合には、債務者がその債務につき実際に利益を受けた割合等連帯債務者間に存する事実により定まり、そのような事実が認められない場合には、各自平等で負担することになると解されている(大審院大正四年四月一九日判決・民録二二輯一―号五二四頁参照)。このような連帯債務者間の内部負担割合に関する解釈は、結局は何が連帯債務者間の内部負担割合を決する合理的な基準といえるかということに尽きるものであるが、実質的には、連帯債務者相互間の公平を念頭においたものというべきである。そうであるとするれば、連帯債務者間の内部負担割合に関する合意がない場合に、何が右連帯債務者間の負担割合を左右する事実にあたるといえるかは、債務者がその債務につき実際に利益を受けた割合がその一例として挙げられているものの、最終的には、連帯債務者間に存する事実を照らし、何が最も公平かつ簡明で、合理的な指標といえるかという観点から判断するのが相当である。そして、本件のような連帯保証人相互間の内部負担割合についても、一方の債務者が債務の履行に応じた場合における他の債務者に対する求償の際の基準という点では、連帯債務者相互間の内部負担割合

の基準と何ら異なるから、同様に解すべきものである。

三 ところで、私法上何ををもって公平と考えるかについてはいくつか手掛りが存する。たとえば、物上保証人間の負担割合は担保目的物の価格の割合によるとされているし(民法五〇一条四号)、また、損害保険において、同時重複保険の場合に保険金額が保険価額を超過したときは負担額は保険金額の割合によるものとされている(商法六三二条一項)。異時重複保険における運用も同様である。これらは、当事者が当初負担あるいは覚悟した危険・損害に応じた責任を負うのが公平という考へ方である。他方、連帯債務者間の負担割合を決する基準として債務者が実際に受けた利益を例に掲げる前記解釈態度などは、利益あるところに責任があるとするとするの公平という考へ方を示すものといえよう。

そこで、右のような例を参酌しつつ、本件のような保証証券契約における連帯保証人相互間において負担割合をどのように解するのが公平かつ簡明で合理的な指標といえるかを検討する。

保証証券契約は、損害保険会社が業務として、主債務者の債務を保険料率の計算と似た手法により計算された保証料を徴収して保証し、主債務者が支払えない場合にはその限度内で保証債務を履行することを基本としている点で、損害保険と似た機能、性質を有している」と評価しうる。そして、損害保

険の保険金額が保証限度額に対応する。また、保証証券契約において保証限度額が定められ、自己が負担すべき危険に限度が定められていることは、機能面において物上保証人の提供する担保と似ており、この場合、保証証券契約における保証限度額が物上保証人の提供する担保の価格に対応する。このようにみていくと、重複保険における負担額の割合、物上保証人間の弁済額の負担の割合に関する解釈に倣い、保証証券契約における連帯保証人間の負担割合は保証限度の割合によって按分するのがもっとも公平の概念に合致し、かつ簡明といえるべきである。

このように解することは、一般的には保証限度額が高いほど保証料も多く受領しているという関係にあるから、利益あるところに責任もあるという別の公平感からも合理的であるといえる。

なお、保証証券契約における連帯保証人となることによる利益という面を強調すれば受け取る保証料に応じて負担割合を按分するという考へ方(被告の予備的主張)も成り立ちうるが、保証料は負担する危険の大きさのほかさまざまな要素によって決まるものであるから(たとえば、保険会社の企業努力等により、同じ保証限度額でも保証料を他社よりも低額にできるという場合もあるであろう)、厳密に保証料の場合によって按分するのは公平を失する場合もあり得、また、簡明とはいえ

ないから、この意味では保証限度額を指標とする方がより合理的といえるべきである。

四 これを本件についてみると、原告の保証限度額は一億五〇〇〇万円、被告の保証限度額は五〇〇〇万円であるから、原告と被告の負担割合は三対一である。そして、原告と被告はタイ航空に対して合計一億二五〇万二九三二円を支払ったのであるから、原告の負担部分は九一八七万七一九九円、被告の負担部分は三〇六二万五七三三円となると、原告は合計九一六七万六三〇三円を支払ったのみであるから、自己の負担部分を超える額を弁済したとはいえないことは明らかである。

第四 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官西岡清一郎 裁判官金子修 裁判官武藤貴明)

3 民・商・民法、契約法

予約不要のブレイクシステム及び特別ゲスト枠の制限を内容としていたゴルフ会員契約において、これらを取り止めたことはブレイクの仕組みを基本的に変更するもので債務不履行に当たるとされた事例

〔札幌地裁平八(ワ)第三〇〇三号、預託金返還等請求事件、平10・1・29民事第二部判決、認容・控訴〕

〔参照条文〕
民法四一五条

《解説》

一 Xらは、Aとの間でゴルフ会員契約を締結し、又は、契約上の地位を承継したものであり、Yは、Aから営業譲渡を受け、契約上の地位を承継したものである。Aは、会員及びその同伴者のみに本件ゴルフ場を利用させ、スタートの予約なしに到着次第申込み順にゴルフ場を利用することができる旨約していたところ、A・Yは、一方的に同伴できる者を数の限定を緩め、会員以外の利用を認め、予約制度を採用した。そこで、Xらが、Yに対し、債務不履行によりゴルフ会員契約を解除して保証金・預託金の返還請求をしたのが、本件訴訟である。

争点は、右のようなゴルフ場のプレーの仕組みを変更することが債務不履行に当たるか等であった。

二 本判決は、要旨次のとおり判示して、請求を認容した。

すなわち、本判決は、(1)Aはゴルフ会員契約締結に当たり、会員はスタート予約なしに申込み順にプレーすることができること(予約不要のプレーシステム)、会員の同伴ゲスト枠を土日・祝日は会員一名につき一名

平日は会員一名につき三名とする(特別ゲスト枠の制限)を約し、他のゴルフ場と比べた特長として宣伝してきたが、これらを取り止めた、(2)Xらの承諾を得ることなく、これらを取り止めたことは、本件ゴルフ場のプレーの仕組みを基本的に変更したものであり、債務不履行に当たる旨判示したのである。

三 本件は、予約不要のプレーシステム及び特別ゲスト枠の制限を内容としていたゴルフ会員契約において、これらを取り止めたことはプレーの仕組みを基本的に変更するもので債務不履行に当たるとされたケースである。

本件は、ゴルフ会員契約における債務不履行をめぐる争いに関するものである。近時の関連先例としては、

①ゴルフ場建設工事中に締結されたゴルフクラブ入会契約においてゴルフ場経営会社にゴルフ場の高低差等のコースレイアウトに関する債務の不完全履行があるとはいえないとされた事例(最判平9・10・14本誌九五七号一四七頁)、②開場が遅滞しているゴルフ場に対し、開場の遅滞が諸事情にかんがみ許容される合理的期間を超えているとしてゴルフ場入会契約の債務不履行が認められた事例(東京地判平9・12・17本誌九八〇号二〇一頁)、③ゴルフクラブ会員の名義変更停止、募集金額値下げによる新規会員募集等を理由とする会員権契

約の解除請求が認められなかった事例(大阪地判平10・2・26金判一〇五四号三三頁)などがみられる。本判決は、本件事実関係の下において、特別ゲスト枠の廃止と予約制度の導入が、本件ゴルフ会員契約の債務不履行となるとしているもので、事例的意義があるといえよう。

原告 告 栗 尾 秀 樹
外二名

原告 告 株式会社札幌い
ずみ産業

代表者代表取締役 青 木 勝

原告四名訴訟代理人
弁護士 前 田 尚 一
被 塚本リゾット開
発株式会社

共同代表者代表取締役
古 谷 一 通
役 峯 岸 善 助
同 高 田 照 市

訴訟代理人弁護士

主 文

一 被告は、原告栗尾秀樹に対し、金五〇〇万円及びこれに対する平成七年四月二日から支払済みに至るまで年六分の割合による金員を支払え。

二 被告は、原告株式会社札幌いずみ産業に対し、金一〇〇〇万円及びこれに対する平成六年一月一五日から支払済みに至るまで年六分の割合による金員を支払え。

三 被告は、原告関谷眞理に対し、金一〇〇〇万円及びこれに対する平成

八年二月一三日から支払済みに至るまで年六分の割合による金員を支払え。

四 被告は、原告青木由美子に対し、金一〇〇〇万円及びこれに対する平成八年二月一三日から支払済みに至るまで年六分の割合による金員を支払え。

五 訴訟費用は、被告の負担とする。

六 この判決は、仮に執行することができる。

事 実

第一 請求
主文一ないし四項と同旨。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 (当事者)
被告は、預託金ゴルフ会員制事業を営む株式会社である。

2 (会員契約の締結)

(一) 高木正(以下「高木」という。)は、昭和六三年一月一九日ころ、塚本産業株式会社(以下「塚本産業」という。)との間で、北海道千歳市蘭越二六所在の「ザ・ノースカントリーゴルフクラブ」(以下「本件ゴルフ場」という。)につき、以下の内容のゴルフ会員契約を締結した。

① 会員番号 第〇〇四〇号

② 保証金 四五〇万円

③ 返還据置期間 一五年

④ 入会金 五〇万円

(2) 原告栗尾秀樹は、平成五年四月二三日ころ、高木からゴルフ会員券を

代金五五〇万円で購入を受け、高木のゴルフ会員契約上の地位を承継した。

(二) 原告株式会社札幌いずみ産業(当時の商号・有限会社札幌いずみ産業)は、昭和六三年一月十九日ころ、塚本産業との間で、以下の内容のゴルフ会員契約を締結した。

(1) 会員番号 第〇四二四号、第〇四二五号

(2) 保証金 合計九〇〇万円

(3) 返還据置期間 一五年

(4) 入会金 一〇〇万円

(三) 原告関谷眞理は、平成元年六月一日ころ、塚本産業との間で、以下の内容のゴルフ会員契約を締結した。

(1) 会員番号 第〇四八九号

(2) 保証金 九〇〇万円

(3) 返還据置期間 一五年

(4) 入会金 一〇〇万円

(四) 原告青木由美子は、平成元年六月一日ころ、塚本産業との間で、以下の内容のゴルフ会員契約を締結した。

(1) 会員番号 第〇四九一号

(2) 保証金 九〇〇万円

(3) 返還据置期間 一五年

(4) 入会金 一〇〇万円

3 (会員契約の債務不履行)

(一) 塚本産業は、ゴルフ会員契約締結にあたり、会員及び会員の同伴した者のみに本件ゴルフ場を利用させ、会員は一切スタートの予約をすることなく、到着次第申込み順に本件ゴ

ルフ場を利用することができ旨約した。

(二) しかしながら、塚本産業及び業務総代行である被告は、一方的に会員の同伴できる者の数の限定を緩めてしまったほか、会員以外の施設利用を積極的に認めるようになり、また、平成五年八月一日から予約制度を採用する旨を決定し、会員が予約なしに本件ゴルフ場施設を利用することをできなくしてしまった。

4 (営業譲渡)

(一) 被告は、塚本産業が事業主体であったときから、本件ゴルフ場の運営、管理を行っていたところ、平成五年九月三〇日ころ、塚本産業から営業の譲渡を受け、本件各会員契約上の地位を承継した。

(二) 仮に、被告が塚本産業との営業譲渡契約にもかかわらず、塚本産業の責任を直ちにそのまま引き継がないとしても、被告は、塚本産業の使用していた「ザ・ノースカントリーゴルフクラブ」の名称を譲受け後も使用していたのであるから、被告は商法二六条一項に基づき、責任を免れない。

5 (契約解除)

原告栗尾秀樹は、平成七年四月二二日、原告株式会社札幌いずみ産業は、平成六年一月一日、その余の原告は、平成八年二月二日、それぞれ被告に対し、ゴルフ会員契約を解除する旨の意思表示をした。

6 よって、原告らは被告に対し、

契約解除による原状回復請求権に基づき保証金及び預託金並びにこれらに対する契約解除の日の翌日から支払済みに至るまで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払を求めらる。

二 請求原因に対する認否及び反論

1 請求原因1は認める。

2 同2は認める。

3 同3は争う。ただし、塚本産業が、平成五年度から特別ゲスト枠を廃止したこと及び平成五年八月一日から予約制度を採用したことは認める。

4 同4(一)及び(二)は争う。

5 同5は認める。

6 (一) 塚本産業が、平成五年度から特別ゲスト枠を廃止したのは、多くの会員から塚本産業に対し、本件ゴルフ場の特別ゲスト枠の制限が厳しく、家族、親しい友人、同僚等と一緒にプレーすることが困難であるとの苦情が出たため、「ザ・ノースカントリーゴルフクラブ」理事会に打診した上で行ったことである。

(二) 塚本産業は、平成二年七月に本件ゴルフ場をオープンさせたものであるが、会員の多くが土曜日、日曜日及び祝日にプレーをしたため、このような日に本件ゴルフ場を訪れた会員は、プレーができなかったり、プレーをする前に長時間待たされたりするという事態が生じた。

そのため、多くの会員から予めプレーの時間を決めておくことができるようにするようにとの希望が寄せられた。

た。

これを受けて、前記理事会にも諮って検討をした結果、塚本産業は、会員が希望するスタート時間を事前に決めることのできる予約制をとった方がむしろ会員に効率よく本件ゴルフ場を利用する機会を与えることができると結論に達し、予約制を採用することにしたものである。

しかしながら、塚本産業は、予約制を採用したとはいえ、予約が可能なのは会員に限定し、また、予約していない者でも平日はもちろん休日でも余裕がある限りプレーを認めていた。

(三) このような事実経過からすると、特別ゲスト枠の廃止及び予約制の導入は、債務不履行にはあたらない。

7 被告は、平成五年九月三〇日、塚本産業から本件ゴルフ場施設の譲渡を受けたものであり、被告は塚本産業の本件ゴルフ場の会員に対する全ての債権債務関係を承継したのではない。被告は、塚本産業の本件ゴルフ場施設に関する債務の返済を引き受けた上、会員に対し、年会費の支払を条件として本件ゴルフ場を利用させる債務及び預託金を所定の返還時期に返還する旨の債務を承継したにすぎない。

8 仮に、塚本産業が予約制度を採用したことがゴルフ会員契約の解除事由にあたるとしても、被告が塚本産業から本件ゴルフ場施設を譲り受けた当時、予約制度は一部導入されており、被告は予約制度を前提として、その限

度で原告らに本件ゴルフ場の使用を認められたに過ぎないから、被告は、原告らに対し、予約制度の採用につき債務不履行責任を負わない。

第三 証拠

証拠関係は、本件訴訟記録中の書証目録及び証人等目録のとおりであるから、これらの各記載を引用する。

理由

一 請求原因1、2及び5の各事実は当事者間に争いが無い。

二 同3（債務不履行）について
1 当事者間に争いのない事実
に、証拠（甲一ないし九）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(一) 塚本産業は、会員とゴルフ会員契約を締結するにあたり、会員は、スタートの予約をする必要は一切なく、会員は申込み順にプレーをすることができると、会員の同伴ゲストについては、土曜日、日曜日及び祝日は会員一名につき一名、平日は会員一名につき三名とすることを約した。

(二) 塚本産業は、ゴルフ会員権販売にあつても、右特別ゲスト枠の制限と予約不要のプレーステムを、他のゴルフ場と比べた本件ゴルフ場の特長として積極的に宣伝していた。

(三) しかしながら、塚本産業は、平成五年度から特別ゲスト枠を廃止することとした。

(四) そして、塚本産業は、平成五年八月一日から予約制度を採用し

た。この結果、会員もプレーをするためには、事前に予約をする必要が生じたが、予約をしていない者であっても本件ゴルフ場に余裕がある場合、プレーをすることも可能であった。

2 右各認定事実によれば、特別ゲスト枠の廃止と予約制度の導入は、原告らの承諾を得ることなく、本件ゴルフ場のプレーの仕組みを基本的に変更したものであつて、債務不履行にあたるといわざるを得ない。

被告は、塚本産業が、特別ゲスト枠を廃止し、予約制度を導入したのは、会員からの要望に基づき、「ザ・ノースカントリーゴルフクラブ」理事会に打診した上で行ったことであつて、債務不履行にあたらぬと主張する。

しかしながら、具体的に会員のどれだけの者がいつ塚本産業に要望したかは明らかにされていないし、理事会の承認を得ていたことを認めるに足りる証拠はなく、被告の主張は採用できない。

また、被告は、予約制を採用したとはいえ、予約が可能なのは会員に限定し、また、予約していない者でも平日はもちろん休日も余裕がある限りプレーができたことと主張するが、問題とされるべきはプレーの基本的な仕組みを態を契約当事者である会員の承諾を得ずに変更したことであつて、予約制導入後も無予約の者が予約の間隙を縫ってプレーが可能なることの一事をもつて債務不履行責任を免れるものではない。

い。被告の主張は採用できない。

三 同4（営業譲渡）について

証拠（乙三）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、平成五年九月三〇日ころ、塚本産業から本件ゴルフ場の営業権につき譲渡を受けた事実が認められ、したがつて、被告は原告らとのゴルフ会員契約上の地位を承継したといふべきである。

被告は、塚本産業から、年会費の支払を条件として本件ゴルフ場を利用させる債務及び預託金を所定の返還時期に返還する旨の債務を承継したにすぎないと主張するが、被告は前示のように営業譲渡を受けたものであり、被告の主張は採用できない。被告主張のような契約債務の一部のみの移転は、契約の相手方である原告らの承諾なしにしないことである。

その他の被告の主張もいずれも採用することができない。

四 結論
（裁判官田代雅彦）

よつて、原告の請求は、理由がある。

4 民・商事、民法、一般不法行為

大学教授会において、教員が学校法人と昇任につき紛争を生じ民事訴訟を提起したのを理由として、訴訟が係属する間、教員の教授会出席停止、講義担当停止、委員会活動停止を決議したことが、教員に対する不法行為を構成するとされた事例

〔仙台高裁秋田支部平七（ネ）第一四〇号、損害賠償等請求控訴事件、平10・9・30判決、一部控訴棄却一部変更・上告、原審秋田地裁平五（ワ）第一一八号、平7・12・25判決〕

【参照条文】
民法七〇九条

《解説》

一 XはY₁大学法学部教員であるが、昇任につきY₁との間で紛争が生じ、当時の学部長Y₂らを被告として昇任期待権侵害を理由とする慰謝料請求訴訟（別訴）を提起した。Xの別訴の提訴を受ける形で、Y₁大学法学部教授会構成員は、訴訟が係属する間、Xの教授会出席停止、講義担当停止、委員会活動停止を決議（本件決議）した。そこで、Xが本件決議を違法である等として、Y₁Y₂に対して、損害賠償請求等をしたのが、本件訴訟である。一審判決は、請求棄却。これに対して、Xは、控訴し、金銭支払いを求める部分以外のものを請求放棄した。

二 本判決は、要旨次のとおり判示して、原判決を変更し、請求を一部認容慰謝料一〇〇万円、弁護士費用二〇万円とした。

すなわち、本判決は、(一)本件決議に至るまでの経緯及びその後の状況につき事実認定した上、(二)①大学の自治は教授会の自治を内容とするも